

A T M定期預金

7. 手数料	無料																				
8. 付加できる特約事項	総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)																				
9. 税区分	<p>取引される通帳種類により、下記のとおりお取扱いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパースウィング通帳 <ul style="list-style-type: none"> ・分離課税専用で通帳作成している場合……分離課税 ・マル優専用で通帳作成している場合……マル優 ◆総合口座通帳 <ul style="list-style-type: none"> 個別方式のみのため分離課税のみお取扱い ◆定期預金通帳 <ul style="list-style-type: none"> ・個別方式で通帳作成している場合および分離課税専用で通帳作成している場合……分離課税 ・マル優専用で通帳作成している場合……マル優 <p>※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。</p>																				
10. 中途解約時の取扱い	<p>(1) 全額出金の場合 スーパー定期預金、期日指定定期預金、変動金利定期預金</p> <p>(2) 一部出金の場合 一部解約機能付スーパー定期と期日指定定期預金の(期間3年)の2種類 ※据置期間1年経過以降でないとお引き出しできません。</p> <p>(3) 中途解約時の利息のお取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパー定期 <p>満期日前に全額または一部解約する場合は、預金規定に基づき、最終頁のお預入れ期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> ◆期日指定定期預金 <p>据置期間（1年未満）に支払いをする場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により1年毎に複利計算した利息と共に払い戻します。なお、算出した中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">お預入れ期間</th> <th style="text-align: center;">解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 か 月 未 満</td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 か月以上1年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×40%</td> </tr> </tbody> </table> ◆変動金利定期預金 <p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。なお、算出した中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">お預入れ期間</th> <th style="text-align: center;">解 約 利 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 か月未満</td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 か月以上1年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年6か月以上</td> <td style="text-align: center;">約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> 	お預入れ期間	解約利率	6 か 月 未 満	解約日の普通預金利率	6 か月以上1年未満	約定利率×40%	お預入れ期間	解 約 利 率	6 か月未満	解約日の普通預金利率	6 か月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	2年6か月以上	約定利率×90%
お預入れ期間	解約利率																				
6 か 月 未 満	解約日の普通預金利率																				
6 か月以上1年未満	約定利率×40%																				
お預入れ期間	解 約 利 率																				
6 か月未満	解約日の普通預金利率																				
6 か月以上1年未満	約定利率×40%																				
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																				
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																				
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																				
2年6か月以上	約定利率×90%																				

ATM定期預金

11. その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
12. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。
13. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時

【全国銀行協会相談室】

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階（全国銀行協会内）



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または03-5252-3772

- 受付時間：午前9時～午後5時
- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）

(4-3)

ATM定期預金

●スーパー定期の中途解約利率

次のA、Bの低い方とします。(小数点第4位以下切り捨て)

なお、A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。

【A】

定期預金の 契約期間 経過期間	1年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	7年	10年
6か月未満	普通預金利率					
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×10%	普通預金利率
1年以上 1年半未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年半以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×10%
2年以上 2年半未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×20%
2年半以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%
3年以上 4年未満	—	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×60%	約定利率×30%
4年以上 5年未満	—	—	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%
5年以上 6年未満	—	—	—	—	約定利率×80%	約定利率×50%
6年以上 7年未満	—	—	—	—	約定利率×90%	約定利率×60%
7年以上 8年未満	—	—	—	—	—	約定利率×70%
8年以上 9年未満	—	—	—	—	—	約定利率×80%
9年以上 10年未満	—	—	—	—	—	約定利率×90%

- 【B】 (a) 5年以下のもの
経過期間に該当する期間の約定利率の95%
(b) 5年超のもの
経過期間に該当する期間の約定利率の90%